

- 1 会議名 議会運営委員会  
2 日 時 令和2年2月21日（金）  
開会 午前10時  
閉会 午後 0時7分  
3 場 所 正・副議長応接室  
4 出席委員 （委員長）須藤智子、（副委員長）鬼頭博和  
（委員）片岡健一郎、堀 巖、梶谷規子  
5 出席議員 梅村均議長、関戸郁文副議長  
宮川隆議員、大野慎治議員、水野忠三議員  
6 欠席委員 なし  
7 説明員 行政課長 佐野剛、議会事務局長 丹羽至、同統括主査 寺澤顕  
8 委員長あいさつ  
9 議長あいさつ  
10 協議事項

（1）議案の上程について

行政課長：資料に基づき説明

議案の内訳として、補正予算1件（先議）、人事案件3件、条例新規制定4件、条例一部改正8件、条例廃止1件、補正予算4件、新年度予算7件、道路線の廃止・認定2件の計30議案を確認した。

【質疑】

質疑なし

（2）会期の確認について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

委員会代表質問は本定例会にて行わないことを決した。

【質疑】

質疑なし

（3）議案精読時間について

議案第1号補正予算（先議分）に係る精読時間及び議案第2号から第4号までの人事案件（一括議題）に係る精読時間は、いずれも10分間と決した。

また、精読に係る休憩時間は（精読時間10分の場合）、休憩に入る時刻によって、10分から14分間とすることを確認した。

【質疑】

質疑なし

（4）代表質問の発言順位について

全会派（4会派）から通告されたことを確認し、発言順位については、申

合せにより、創政会（関戸郁文議員）・日本共産党岩倉市議団（梶谷規子議員）  
真政クラブ（黒川武議員）・公明党（鬼頭博和議員）の順に決した。

【質疑】

質疑なし

（５）本会議での写真撮影について

代表質問時に例年同様に写真撮影を行うことに決した。

【質疑】

片岡委員：どのような理由で撮影するか。

梅村議長：市議会だよりに使用するためである。

（６）特別委員会の設置について

議会基本条例検証特別委員会及び第５次総合計画検討特別委員会を設置することに決した。

【質疑】

質疑なし

（７）委員会代表質問及び一般質問発言順序について

一般質問の通告を行った議員は９名であることを確認し、一般質問の割振りについては、３月６日（金）に５名、３月９日（月）に４名が行うと決し順序を決めることとした。

一般質問の順序はくじにより次のとおりと決した。

３月６日（金）木村議員、大野議員、片岡議員、須藤議員、堀議員

３月９日（月）井上議員、谷平議員、水野議員、宮川議員

【質疑】

質疑なし

（８）令和２年度一般会計予算の本会議質疑区分表等について

資料のとおり質疑区分と決した。

【質疑】

質疑なし

（９）請願及び陳情の取扱いについて

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

梶谷委員（紹介議員）：資料に基づき説明

【質疑】

堀委員：継続審査と決したが、閉会中にいつ委員会を開催したか。

大野議員（厚生・文教常任委員会委員長）：紹介議員から修正又は取下げと聞いている。よって審査できなかった。開催できなかった。

堀委員：閉会中の継続審査は、閉会中に委員会を開催しなければならない。

協議会ではふさわしくない。

大野議員：紹介議員から方向性が示されない以上、開催は難しいと判断した。

堀委員：委員会で話し合われていないことを議運で決めてほしいということか。

榊谷委員：先週の協議会で取り扱った。

須藤委員長：訂正できる範囲か。

片岡委員：訂正できるか否かも含めて方向性を委員会で話し合うべき。

榊谷委員：協議会では、継続審査として取り扱うのであるから取り下げなくとも良いのではという意見もあった。

片岡委員：まずは請願第11号として審査中であるものを内容から鑑みてどうするかを委員会として話し合うのが筋と考える。

大野議員：それは協議会で取り上げたが、取り下げて新たに出すのか、訂正を提出しても初日に諮ってもらわないとできない。紹介議員に委ねられているので、紹介議員に決めてもらうしかない。

堀委員：まだ3月定例会は開会していないので、委員会を直ちに開催して委員会として決定しないといけない。

大野議員：紹介議員の方向性ははっきりしていないので委員会が開催できないのである。

堀委員：議運で今後について諮ってほしいというのであれば、まずは委員会で決めておくべきことではないか。先程から片岡委員も同様のことを発言されている。

須藤委員長：協議会の際には訂正後の請願も明示されず議論もできなかった。

片岡委員：現時点で請願も決まったのであるから、まずは委員会で元来の請願を審査するのか、新たに提出されようとするもので審査するのかしっかり決めてはどうか。

宮川議員：請願に関して新規のものを提出するのか、継続したものを審査するのかという2択と思う。請願の訂正や取下げに関してはルール化されている。継続となっているものをそのまま委員会で審査するならば、内容が変わりもしないのに陳述を許可するのはどうか。榊谷委員は意見書の内容がどうかと言われるが、意見書の文書を作成して責任を持つのは各委員会である。意見書の内容に踏み込むのは違うのではないか。請願に添付されているものは岩倉市議会から提出されるのであればというあくまで案であってこの場で決めることでもなければ榊谷委員が説明する必要性もない。

大野議員：委員会の結論よりは紹介議員の方針であるから。

堀委員：それは違うと思われる。組織としての委員会として付託されたのだ

から委員会で一定の結論を示さないといけない。

梅村議長：議運が付託と決した以上は委員会で結論を出さないといけない。

大野議員：議長の前で紹介議員と議論されると思っていたのでここで取り扱うとは思っていなかった。

宮川議員：継続の後の取下げの意思がはっきりしていないと思われる。取下げの意思というのは議会ではなくて請願者の意思だ。請願者の意思の確認は早めに行っていたきたい。請願者の意向で、取り下げるという意思を示されるのであれば尊重し、そうでないならこのまま継続審査するだけと思うがどうか。

榊谷委員：協議会の議論は議運に委ねるということであった。

堀委員：やはりそれでは不十分で、請願者の意向をしっかりとくみ取っていただいて、その上で委員会で結論を出すのが筋に思う。

片岡委員：請願者はどうしたいのか。出し直したいのか、このまま審査継続を望むのか。あるいはこの部分は訂正するとして訂正文を提出するのか。

議会事務局統括主査：請願者の意思というところで私は請願者と電話を通じて実際に接している。その際に請願者からは、新たに出し直しを考えているというところから始まったので、岩倉市議会是要綱の規定により運用していると述べ、要綱の規定における請願の訂正・取下げの説明をさせていただいた。変更がかかる部分の範囲・内容で訂正か取下げが決まってくるが、訂正箇所が多い場合や請願の趣旨や項目が変わってくるならば取下げということも考えられ得る、その範囲の判断は議会であると伝え、いずれの場合も文書での申出が必要になることを伝えた。まずは請願者の意思が重要であることは伝えている。

片岡委員：取下げの決定も委員会で決めるべきことか。

議会事務局統括主査：要綱の規定は、現段階では議長への提出であり、その承認は議会である。

梅村議長：取下書が出てくればの話で現段階では出ていない。

宮川議員：手続きでいけば新たな請願が提出されたら受理はしておいても問題はない。

須藤委員長：これは訂正の範囲内か。

榊谷委員：先日の厚生・文教常任委員会協議会では私から取り下げた上での新たな請願の提出と述べたら、委員からは現行の請願を引き続き審査して陳述は陳述として述べていただいても良いのではという意見も聞かれた。では議運で判断をとという流れであった。

宮川議員：請願は国民の権利であって、そこに専門性までは求められていな

いと考える。その辺りを岩倉市議会としてどう精査して審査していくかであって、取り下げる必要性はないかと個人的には考えるが、とはいっても請願者の願意が重要でそこに委ねることにはなる。

議会事務局統括主査：通話から請願者はどちらかと言えば、どうしたら良いでしょうかというものを感じた。その部分に関しては、市議会からこうしてくださいとは言えないので、こちらからは請願者の方がどのようにしたいかとしか言いようがない。

梅村議長：請願者が取り下げたい、今あるものを精査したいという思いならそうであろうが、精査したいというのもどうかとは考える部分もある。

榊谷委員：この請願の内容は県下一率に提出されたものであるから精査したいという思いであると受け止める。ましてや県下で継続審査となっているのは岩倉市議会のみのもので、そのような思いなのではと察する。

堀委員：委員会で継続審査という結論に至ったわけであるが、内容的には岩倉市で既に行われている事項、そうでない事項が混在している。請願者の思いもあるが紹介議員として継続審査となった事実を踏まえて、この請願が生きなければ議論は無駄になるがどう思われているか。さほど修正が多いとは思わない。これをベースに継続審査とした方が個人的に良いと考える。

梅村議長：訂正も説明の中でしていけば良いのではないか。

大野議員：それはここで議論しても。請願者の意向になるので。

榊谷委員：請願者はどのようにしたら1番良いのか。そこがわからないので。

片岡委員：それはこちらではなく、請願者と紹介議員との話合いで決めていたただかなくては。訂正を申し出るのか、取り下げるのか。

大野議員：12月定例会からずっとその件で止まっている。保留のままである。

片岡委員：先程の説明程度のものであれば、個人的には口頭での訂正でも十分な範囲ではないか。

議会事務局統括主査：取下げにしろ、訂正にしろ本会議で諮る必要がある。

(休憩)

堀委員：陳述の申出については議運で諮るべきことであるが、審査再開後の陳述はあり得ることと判断する。

榊谷委員：取り下げて新たに提出して審査という運びでなくても、継続審査として次の委員会で請願者が意見陳述することはあり得るという解釈で良いか。

堀委員：そのとおりである。

須藤委員長：梶谷委員、まずは請願者としっかり相談して方向性を決めるように。

片岡委員：なおかつ請願者が取り下げたいということであれば。

梶谷委員：請願者は取り下げても訂正でも一部採択というような形で意見書を国や県に提出してほしいのでどうすればという相談をされて事務局へも電話をされた。取り下げた方がすっきりするかと大野委員長と相談した。しかし協議会でも委員からはせつかく継続審査となっているのだからという意見をいただいて悩ましいところで、議運で相談するという事になった。

片岡委員：相談には応じるが決めるところは議会運営委員会ではない。

須藤委員長：訂正又は取下げは議長に申し出て議会で諮る必要があるということを確認した。

大野議員：修正はどうか。

議会事務局統括主査：要綱の規定は訂正か取下げである。訂正の主旨、その範囲でどちらがふさわしいかということになる。

梅村議長：訂正により意味合いが変わってしまえば、その範囲を越えたものと理解される。請願そのものの内容が変わってしまえばはいけない。削除することによって、その願いがなくなることを意味する。句読点の削除といった字句の部類とは違う。

大野議員：梶谷委員、諮るのは訂正するのか、取り下げて出し直すのかの二択。

梶谷委員：委員長に相談したらどれくらいの訂正かと尋ねられ。

須藤委員長：文言を削ってしまうのは訂正か。

大野議員：訂正するのか、取り下げて提出し直すのが良いのか決めていただいで。

片岡委員：それを判断するのは請願者と思うがどうか。審査としてスタンダードな手法は堀委員が言われるように継続審査として扱うこと。私も同意見だが、請願者いかに取下げも出来るだろうし訂正も出来るであろう。

梶谷委員：協議会の中でも昨年並みというところから進まなくなってしまった。

片岡委員：議運としては相談に対して、各委員から継続審査として取り扱ってはどうかという指針は示したと考える。

梶谷委員：委員会でどちらがスムーズであるかを考えるのだが、委員会はなかなか進まなくなってしまった。

大野議員：委員会としては取り下げて出し直すよりは訂正として審査を継続

するという意見が聞かれる。

梶谷委員：ではそうする。

梅村議長：きちっとした形で委員会に提出されたものをどうして訂正するのかという疑問も残る。

梶谷委員：県内一斉に同じものを提出したので、議論となった部分をクリアするために昨年の岩倉市議会が一部採択し国や県に意見書を提出したことを今年度も請願者は望んでいる。その道を模索している状況にある。改選があり昨年までのことを知らない議員もいる中で説明が足りないところもあった。昨年から世の情勢も変わってきている点もあるが、そこを昨年並みにと考えていた。

梅村議長：採択という議決を得るために変えるという手法はどのようなかと考えるところもある。

梶谷委員：議長としては取下げが引っかかるところがあるか。

梅村議長：まずは請願者の思いを優先するところであるが。

須藤委員長：県下一率で提出してしまっていて、後でしまったなというところかと思う。事前に丁寧な説明があれば違ったが、後になって出し直すとなると疑義を持たれてしまう。

議会事務局統括主査：懸念する点が1点、先程議長も申されたが、請願者が岩倉市議会に言われたから、指示されたからと結果的に思われるようなことがあってはならないと考える。当然、事務局に相談したら、「訂正が妥当、取下げが妥当との感触を得た」と思われてもいけない。

大野議員：あくまで請願者と紹介議員の話のなかで決めてほしい。

堀委員：改めて3月定例会で取り扱う場合の陳述については認めるのかどうかを議運で決していただきたい。

大野議員：訂正だろうが常任委員会が認めれば、陳述を行っていただくことになる。委員長権限である。

堀委員：議運としての確認である。過去の請願の継続審査において再開後に再度意見陳述の場を設けたことがあったと記憶するがどうか。

議会事務局統括主査：そのとおりで平成29年5月に継続とした請願を次の6月定例会の委員会にて意見陳述いただいた。

大野議員：それは議会人事の関係で所管委員会の所属変更があったからである。継続審査に付する前とその後の審査で委員会の構成が変わってしまったからである。

須藤委員長：継続審査としている請願の取扱いに関しては請願者と紹介議員でしっかり話し合っていていただくということをお願いする。

梅村議長：結論が出たわけではないが、何度も陳述を行うことが必要な場合もあるが、論点がいくつも出てきてしまい控えた方が良いケースも出てくる。陳述のあり方はその都度の判断にもなってくる。請願は政策提案の場合でもあるから消極的に否定しているわけではなく、場合によってはケースごとの判断が必要になってくる。

(10) 委員会提出議案について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

【質疑】

梅村議長：経過措置の部分であるが、最終日の議事日程からすると委員会条例の審議の後に追加日程で市長提出議案が上程されることから経過措置は必要に考えるがどうか。

議会事務局統括主査：そのとおりと考える。

梅村議長：仮に通常と上程順序を逆にしても閉会しない限りは追加議案の可能性は残る。

大野議員：追加議案に税務課や環境保全課が所管する議案がなければ良いのではないか。

議会事務局統括主査：閉会していない限り可能性はいつまでも残ることになる。

大野議員：追加議案はあるのか。

各委員：わからない。

議会事務局統括主査：当該議案が上程されるか否かということよりは形式的な問題である。追加議案の可能性を残す以上は経過措置が必要ということである。

大野議員：委員会条例の上程は最終日ではないのか。

各委員：最終日である。

大野議員：最終日ならいらぬのでは。

梅村議長：最終日ではあるが、更に可能性の問題である。

議会事務局統括主査：経過措置が必要なことと確認した。

梅村議長：状況によって経過措置が必要なら判断して付けるということで進めたい。

堀委員：教育委員会を教育未来部に置き換えることについて、範囲としては教育委員会の方が広い。教育委員会事務局庶務規則によると「事務局に教育こども未来部を置く」とある。イコールならば良いが範囲の広いものの中から狭いものの中に持っていくと問題が生じる。

議会事務局統括主査：その事務局庶務規定の別表に事務分掌が示されている。



別表を見ると1番大きな括りとして教育こども未来部があり、その中に学校教育課があり、学校教育課の事務分掌のひとつとして「教育委員会に関すること」が規定されている。よって所管されるものと理解する。

梶谷委員：健康福祉部に関しても福祉事務所を置かなければならないと規定されている。以前にも議論があったかと記憶する。

堀委員：漏れがなければ良いが。部で揃えるというよりはしっかりと補完していれば良い。

議会事務局統括主査：この点については例規審査前ではあるが相談をした上で教育こども未来部が所管するものと確認し改正する案とした。この規程のほかに政務活動費の交付に関する条例についてもご意見をいただきたい。

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

堀委員：政務活動費で会計年度任用職員を雇用することはあり得ないと考える。

宮川議員：この別表を作成するときに、この部分も関して、岩倉市議会において常時雇用が果たしてあるのかどうか議論した。当時、何を想定してこの項目を挙げたのかということと会派が行うアンケート等の調査研究を資するための人員を雇用する場合は考えられ得るとして挙げたものである。その方向性が変わらないのであれば、その雇用形態がどのようなものであるかを想定して進めば答えは見つかるかと思う。

堀委員：ここの賃金や報酬は地方自治法の報酬・謝礼の区別ではなくて、一般社会通念上の賃金や手当のことである。等で結んであって、呼び名としてその人に対して報酬や謝礼を与えることもあるであろう。それも含めての記述であると理解している。

大野議員：そもそも年額18万円の政務活動費で人が雇えるのかということもある。県レベルや大きな市のレベルであればそれら雇用も可能であろう。岩倉市議会でも現実的でないということならば削除しても良いのかなと考える。

委員：否定するもの有り。

堀委員：政務活動費は岩倉市の慣行のルールにおいて使途が狭められているが、本来はもっと自由に使っても良い経費である。実績としてはないかもしれないが、今後、アンケート調査の実施も可能であるし、賃金や謝礼を支払うことも可能である。よって残しておかなくてはならない。

須藤委員長：政務活動費に関しては各委員が会派に持ち帰って検討いただきたい。今回は改正を行う必要があるのか。

議会事務局統括主査：今の議論によると改正の必要はない。

片岡委員：賃金を報酬にしないといけない理由は。

議会事務局統括主査：この規定でいう賃金がどういった方に支払うか。4月1日以降の会計年度任用職員であれば法律に基づいて報酬という形の体系での支払いとなるため改正が必要だがそうでなければその必要はない。

関戸副議長：言葉の定義が違うということである。

(11) その他

(公共施設再配置検討協議会の開催について)

3月24日(火)午前10時開催と確認した。

【質疑】

質疑なし

(第5次総合計画検討特別委員会について)

3月23日(月)午後1時10分開催と確認した。

【質疑】

質疑なし

(全員協議会の開催について)

3月18日(水)午前10時開催と確認した。

【質疑】

質疑なし

(市民参加チーム会議の開催について)

3月17日(火)午後開催と確認した。

【質疑】

質疑なし

(議会広報委員会の開催について)

3月19日(木)午後2時開催と確認した。

【質疑】

質疑なし

(議会基本条例推進協議会の開催について)

3月18日(水)午後1時30分開催と確認した。

【質疑】

質疑なし

(休憩)

(市議会サポーターの声受理から回答返信までの流れ)

関戸副議長：資料に基づき説明

【質疑】

堀委員：字句について事務局は確認したか。「原則次の通り」、「各回の声締切

日」というところ。また、「議長」箇所であるが、前段は事務局の役割ではないか。後段は議長と思われるがどうか。

片岡委員：この文書の取扱いはどうか。要綱、概要説明もあるが付け加わるのか。

堀委員：要綱の第10条に「議長が別に定める」と規定されているので、その取扱いで良いと思われる。

梅村議長：説明会や視察資料として用いている概要説明の続きという位置づけと捉えていただきたい。

大野議員：送付された委員会とあるが、本来は議会運営に関してご意見をいただくので、議会運営以外のご意見は市民からいただいた意見として取り扱うのではないか。

須藤委員長：しかしながら、これまでも議会運営以外の意見を頂戴して回答を作成してきた。

梅村議長：最近のもので、総務・産業建設常任委員会で回答を作成してサポーターに返している。この点については、これまで何度も協議してきた。当初は議会運営委員会のみで回答を作成したが、それはどうかという議論があり、話し合っただけで常任委員会で回答を作成することになった。質疑に対する回答は、質疑内容を所管する委員会が回答を作成した方が丁寧な回答になると確認し、委員会へ送付してきた。このような議論を踏まえて所管委員会へ送付したが、「やっぱり違うのでは」という意見があれば再度議論することも必要かと思うがどうか。

大野議員：前提として議会運営に関するご意見をいただくものであるが、なかなか守られずご意見として提出いただいていた。それに対する回答を作成していた。

梅村議長：その点やサポーターを今後増やしていくことなど、今後の検証特別委員会で議論する必要がある。

関戸副議長：この資料は参考資料という取扱いで願います。

(今後のふれあいトークについて)

関戸副議長：今月中に議会報告会1回、今後意見交換会が2回予定されていた。意見交換会については門前区区長、PTA連絡協議会副会長と協議し、門前区は延期として各議員へ連絡した。PTA連絡協議会との意見交換会は、昨晚、中止と結論付けさせていただいた。これはメール連絡させていただく。意見交換会の開催の時期は延期でも問題はないが、議会報告会はこれまで議会での審議前に行ってきた。議会報告会の開催について、最終的な判断を相談させていただきたい。

須藤委員長：消防署で開催する議会報告会の開催についての相談である。

大野議員：MOVE-ITや市議会だよりで周知しているし、各行政区の回覧板でも周知されているから開催するしかない。明日のことを今日中止にはできない。事務局もマスクを用意しているから開催と考える。

須藤委員長：確認するが、中止や延期は、22日に予定していた門前区との意見交換会、3月7日に予定していたPTA連絡協議会との意見交換会ということで良いか。

関戸副議長：そのとおりである。

須藤委員長：「せいじ〜る」が開催する委員会傍聴は開催予定か。

関戸副議長：そのように聞いている。確認であるが明日の議会報告会の参加者のマスクは事務局で用意しているが、議員は各自準備である。また、事務局でアルコール消毒を用意している。

須藤委員長：マスクは各自の判断である。

梅村議長：参加者にも全員に手渡す訳ではなく、受付に用意しておき必要な方にはお渡しすることとなる。

(ふれあいトークの質疑に対する回答について)

大野議員：執行機関に尋ねないと回答できないようなものをいただいている。置き去りになってしまっているものもある。

梅村議長：質疑でいただいた案件は、執行機関が対応して解消されているものもある。議案質疑でできるものであれば、そこで質問してはどうかとも考える。委員長からまとめて尋ねるなど手法を考えている。その都度執行機関へ投げかけていては負担がかかるものと思われる。閉会中なら文書質問という手法も考えられる。

(財務常任委員会の日程について)

梅村議長：「せいじ〜る」が主催される議会ツアーであるが、財務常任委員会の傍聴を予定されている。これは財務常任委員会委員長の判断することではあるが、参加者の応募を鑑みると一般会計予算の中でも教育費の審査が焦点となってくる。議会ツアーに対する審査順の配慮は必要か。ただし、委員の審査に支障となっはいけない。執行機関にも尋ねたら議会が判断するならば、多少たいへんになるかもしれないが対応すると返答をいただいている。

宮川議員：款の途中で審査を一旦止めるということはやめたい。消防費が午後4時の辺りで終わったならば、翌日から教育費を始めるといった程度の配慮になるのではなかろうか。仮に早い時間帯に消防費が終わる状況になれば委員長が委員会に諮ったうえでの判断となるかなと正副委員長で確認

した。

片岡委員：審査順は必ずしもその順番での審査でなくとも良いと考えるが、心配なのは今後のことである。このような傍聴の形が今後も続いたらどうか。もしかしたら団体ではない個人が申し出るかもしれない。それら全て検討しなくてはならなくなる。配慮するなら、その辺りも考えたうえで実施しないといけない。

大野議員：1回やるとおかしくなる。

須藤委員長：確かに1度認めると委員会運営が難しくなるかもしれない。

片岡委員：実施するならルールはしっかり決めておかななくてはならない。

大野議員：1回でも実施すれば慣例集にも掲載しなければならないし、おかしくなる。

片岡委員：傍聴いただくことは非常に良いことではあるが、そういった兼ね合いもある。

水野議員：あの団体は希望を聞き入れてもらえたが、我々は議会に希望を聞き入れてもらえなかったという声が聞こえてくる。

関戸副議長：副会長との協議のなかでも、協議会が傍聴に見える時間に希望する審査事項が始まらない事や傍聴時間に取り扱うかさえ定かではないと話してある。そこは理解されている。こちらから伝えたのは去年の委員会審査の実績だけである。

片岡委員：配布ちらしにも傍聴時間と教育費の審査が合わないこともあると謳ってあった。

榊谷委員：副議長が伝えたことは、去年は委員会3日目の始まりがたまたま教育費であったという程度のことか。

関戸副議長：そのとおりである。昨年に関してだけ言えば、偶然そのようになったとだけ伝えている。

榊谷委員：それであれば敢えて配慮する必要はないと感じる。

須藤委員長：前例を作ってしまうことで後に影響するのも良くない。

梅村議長：もし実施するならルールはきちっと作らないといけない。

鬼頭副委員長：消防費が終わったところで、その時の時間帯にもよるが、次の日の朝1番再開することも可能である。

大野議員：準備している執行機関を待たせてしまってもいけない。午後3時くらいに散会すると待っている執行機関が困ってしまう。

榊谷委員：仮に3日目を教育費から始めると決めてしまえば、執行機関もそれに合わせて仕事を段取りできるというメリットもある。

梅村議長：今出た意見は今後の課題として、今回は特段の配慮はせずに委員

会を進めていただくものと理解する。

(全協での説明資料要求について)

梅村議長：先日、全員協議会の際に議員から資料の要求があった。補正予算の内容を確認する時ほど実績はないようだが、実績を出してほしいという依頼であったので、調整したが資料は出さず質疑で行ってほしいとのこと。執行機関もあちらこちらから数値を拾ってきて時間をかけて資料を作成しなければならないよう調整させていただいた。

堀委員：それは議長と執行機関側の折衝による結論か。

梅村議長：そのとおりである。これから作成するには負荷が生じるようだ。

堀委員：負荷が掛かるのもわかるが、予算説明資料としては不親切過ぎると思う。件数が増えた減ったというものはできる限り書くように癖を付けさせるのも議会の役割と考える。

梅村議長：議会事務局長とも相談し、補正予算資料が淡白なので、要因を文書化してもらえないかと検討している。

行政課長：資料作成は行政課で行っているが、堀議員や他の議員からもわかりやすいものをと意見をいただいている。できる限り長文にならず議員に伝わりやすいように努めてきた。今回補正に関わる健康課ともヒアリングを実施しているので理解しているが、今回、広範囲に及ぶ案件であり、相応数あるものをそれぞれに件数を示すことがわかりづらくなってしまふものと判断している。わかりやすくとすると出す側もどのように示すのが理想で、項目によって出し方もまちまちになってくるという悩ましさも感じている。査定の際の資料を全部出すとなると膨大となってしまう。説明の際には最大限わかりやすい説明となるように考えて現況の資料に至っていることもご配慮いただきたい。

宮川議員：黒川議員と話して出てきたこととして、補正予算の予防接種の件、年間50人を想定して予算立てされたが、思いのほか件数が伸びて30人分増やして80人分にするという内容であった。

榎谷委員：予防接種も種類が多いという説明。

宮川議員：何がどれくらい増えたかを細々でなくても良いが単価が増えたから予算が増えたとか。

行政課長：予防接種にしても種類が多い、人間ドックにしても同様に項目が非常に多い。何を取り出して示していくのか。

堀委員：額が大きいものが該当してくるのであろう。

行政課長：そのとおりで額の大きいトップ3、主なものは示させていただいている。数が多過ぎて書ききれないものはどうしても出てくる。

片岡委員：書ききれない部分はあると思うので、その点は質疑いただければお答えしますという理解で良いか。

行政課長：そのとおりである。今後もわかりやすい資料には努める。

宮川議員：私たちとしては議案として出てきた根拠を知りたいのだ。

行政課長：執行機関内の査定においても細かく担当課には尋ねている。今後もわかりやすい資料に努めたい。

(本会議中の質疑における資料要求について)

梅村議長：本会議中の質疑の際に議員から資料要求されることが見受けられる。なるべくその場では言わずに資料要求は手続きに基づいて行っていただきたい。質疑の際に思いつかれると思うのだが、わかりやすい説明をその場で求めていただく程度に留めていただきたい。

須藤委員長：具体的には。

梅村議長：本会議の際に資料を要求し、委員会までに用意していただきたいという主旨のものである。執行機関側がその場ですぐに判断できないことも見受けられる。

堀委員：先日、私が行った。委員会までに出してほしいとしたが出てこなかったもので退席したという経過があった。情報公開請求したら提出された。出して良い資料か否かなんかは直ちに判断できる。個人情報はあるかもしれないがそれ以外の部分は出すべきであって、出そうとしない態度は常に感じる場所である。議会側が遠慮する必要もないし、国会でもそういう場面は見受けられる。

梅村議長：説明は求めていかななくてはいけないが、本会議中の発言としてはいかなものかと考える。

宮川議員：以前に議運で確認した案件と思われるが、本会議にて数字や根拠を求める場合には本会議前に通告することになった。委員会に臨むに当たっての資料請求は手続きを踏めば良いだけのことである。

梅村議長：今回のこの件は、これから作らないといけない資料もあるということ。

大野議員：私も建設に関する資料で場所はどこだとか、平面図がないと審議できないと発言する。私だけいただいても仕方がないので皆がもらう必要があるからどうしたものかと考え発言している。自分だけが資料を欲しているのではなく、皆に手渡るように発言している。そういう意図のものである。

梅村議長：では議会に諮ることとするか。他の議員も必要であるかどうか。

柘谷委員：議長がなぜ困って見えるか。執行機関からの要望であるか。

梅村議長：資料要求は議会として行っているのだが、それは議員個人の要求に始まって依頼するところであるので、全議員を対象に配付することの考え方など疑問に感ずるところもある。これらの点について整理する必要もあると考える。そもそも個人の議案質疑であるから。

須藤委員長：議員個々が質疑を行うなか、資料要求が議員全員に対するものと置き換わってしまうことからの懸念と解釈するがどうか。

宮川議員：通常の資料要求も議長名でなければ請求できない。議員個人名では資料請求とならない。

梅村議長：発言ではなくて、文書で行ったほうが良いと考えるがどうか。

大野議員：議論が長引きそうなので次回以降にしてはどうか。

須藤委員長：確かに議場での資料要求が増えてきた。

榎谷委員：以前、その場で執行機関に尋ねたがその場でわかりましたと答えてもらえることもあった。

堀委員：私も前提は既存の資料であって、改めて作成しなければならないものは要求していない。

榎谷委員：委員会でより審査が深まるように用意してほしいというのが根底にある。

梅村議長：それはわかるが、個人の議案質疑の発言でふさわしいかという議論である。

須藤委員長：この件は持ち越して今後の議論とする。

1 1 その他

特になし。